

8. 目標及び地域脱炭素を実現するための施策

脱炭素化の目標を実現するためには、図 8-1 に示すとおり、まずは徹底した省エネ等によってエネルギー消費量を減らすこと（①エネルギー消費量の削減）、それでも使用せざるを得ないエネルギーを賄うためには、再エネの導入等によってエネルギーを消費する際に排出される CO₂を減らすこと（②エネルギーの脱炭素化）が重要です。

そして、それらの対策を講じても残る域内の排出量（残余排出量）については、森林吸収等（③吸収源・オフセット対策）による相殺を検討します。

本市においてこれらの対策を進めるにあたっては、市の地域資源を活かした再エネの導入及び地域の課題解決を重視して取り組みます。

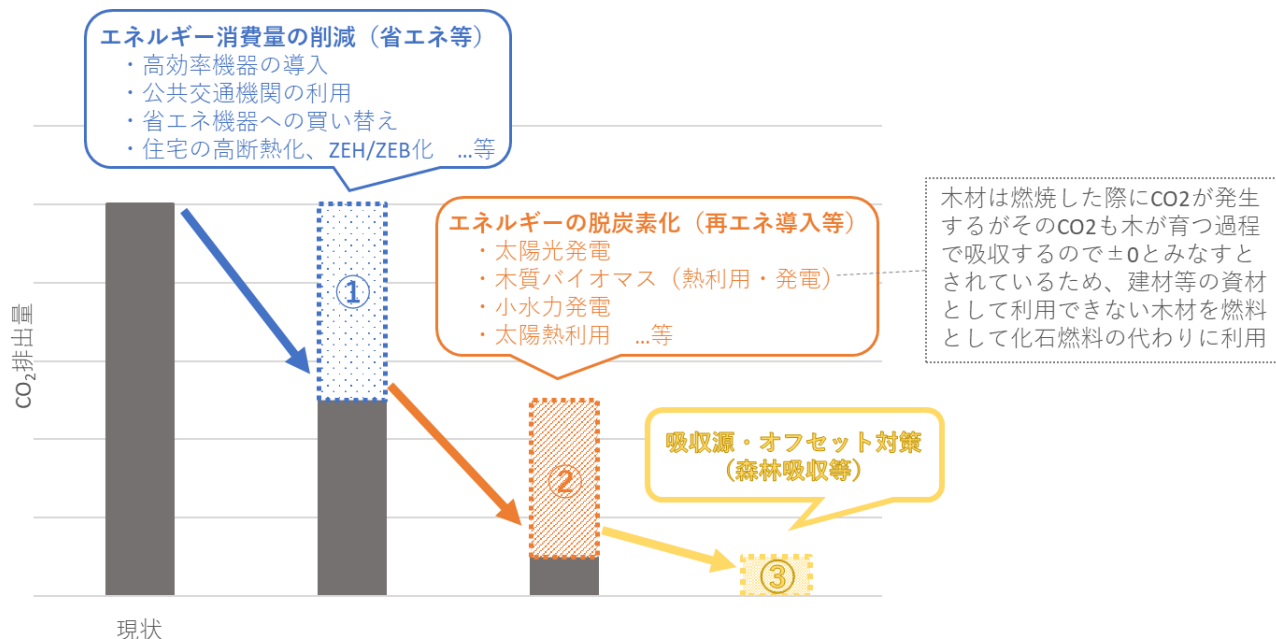


図 8-1 脱炭素化の目標を実現していくための対策の考え方

また、目標の実現に向けては、本市では住宅地、商業エリア及び産業拠点の多い南部と農地及び森林の多い北部ではその特徴と地域課題が異なるため、それらを踏まえ、地域の目指す姿とそれに向けた取組の方向性を図 8-2 のとおり設定しました。

この取組の方向性を踏まえ、各エリアや部門に合わせた具体的な施策の全体像を表 8-1 及び図 8-3 に示します。

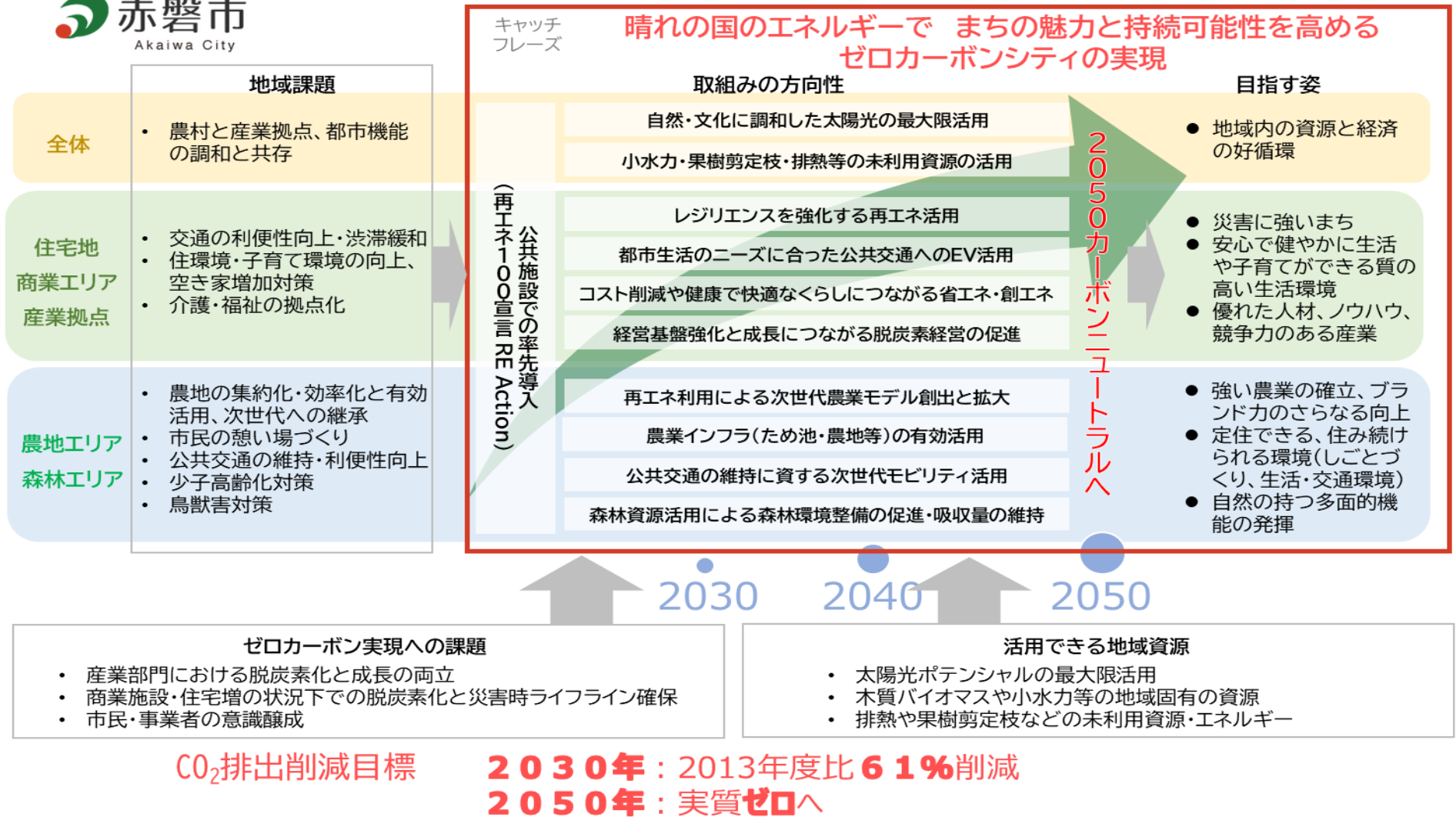


図 8-2 目標の実現に向けた取組の方向性

表 8-1 施策の全体像

8.1 1 公共施設に関する取組

- 8.1.1 太陽光発電及び蓄電池の導入加速化と災害時対策の強化
- 8.1.2 施設新築・改修時の断熱性能向上、ZEB 化
- 8.1.3 公用車の EV への転換と充電設備整備
- 8.1.4 ガスヒートポンプによる災害時対応と省エネ
- 8.1.5 エネルギー多消費施設での脱炭素

8.2 産業拠点（工業団地等）・製造業に関する取組

- 8.2.1 省エネによる大幅なエネルギー削減
- 8.2.2 太陽光発電による電力利用
- 8.2.3 脱炭素経営に向けた支援、脱炭素技術分野の育成連携
- 8.2.4 プロセス蒸気等への木質バイオマス活用
- 8.2.5 空調への地中熱利用

8.3 農業に関する取組

- 8.3.1 農業への再エネ（太陽光、太陽熱、バイオマス）活用
- 8.3.2 ため池への太陽光発電設置
- 8.3.3 農業用ハウスへの木質バイオマス活用
- 8.3.4 ソーラーシェアリング

8.4 家庭・住宅に関する取組

- 8.4.1 ごみや環境負荷の低減と地産地消
- 8.4.2 省エネ活動
- 8.4.3 既存住宅の断熱改修、新築時の ZEH 化
- 8.4.4 太陽光発電、蓄電池、EV、V2H 等導入促進と災害時電力確保
- 8.4.5 緑のカーテン等による節電対策
- 8.4.6 環境教育・啓発への参加
- 8.4.7 住宅団地のリノベーション、モデルタウン化

8.5 商業施設・業務施設に関する取組

- 8.5.1 太陽光発電の導入拡大と災害時の連携体制
- 8.5.2 EV 充電拠点化
- 8.5.3 ZEB 化
- 8.5.4 空調への地中熱利用

8.6 森林に関する取組

- 8.6.1 適切な森林環境整備による森林吸収機能の維持とクレジット化
- 8.6.2 広葉樹も含めた森林資源活用と木質バイオマスのエネルギー利用

8.7 交通分野に関する取組

- 8.7.1 EV への転換と EV 充電設備の整備
- 8.7.2 健やかな暮らし方や新しい働き方の実践
- 8.7.3 中山間エリアでのデマンド交通の利用
- 8.7.4 EV の災害時活用体制の整備
- 8.7.4 利便性の高い公共交通システム

8.8 全般

- 8.8.1 学びの機会の提供や次世代の育成
- 8.8.2 再エネの地産地消の仕組づくり

※青色部分は短期的な取組

8.1 公共施設に関する取組

温室効果ガス削減の取組を加速的に進めていくにあたり、本市は率先してその姿勢を示すため、「再エネ 100 宣言 RE Action」への参加を表明し、使用電力を 100%再エネに転換することを目指します。

また、地球温暖化対策推進法（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 4 項の規定により、市町村が策定する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」を定めることが努力義務化されています。

これらの背景も踏まえ、公共施設での率先導入を推進します。

■ 地域脱炭素化促進事業の目標

市が所有する公共施設の屋根を対象として、2030（令和 12）年度までに太陽光発電による年間発電電力量 1,592MWh/年を達成することを目標とします。

■ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

市が所有する公共施設の屋根を促進区域とします。このほか、事業者・市民等から提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能とします。

なお、促進区域の候補地となり得るエリアを更に検討し、市内の各地域や事業者等と連携・協力しながら、適宜、促進区域の見直し又は拡大を図るものとします。

促進区域の見直し、拡大を図るにあたっては、岡山県が定める基準（表 8-2）に加え、本市条例「赤磐市太陽光設備の適正に設置及び管理に関する条例」の抑制区域（表 8-3）を対象外又は考慮するものとします。

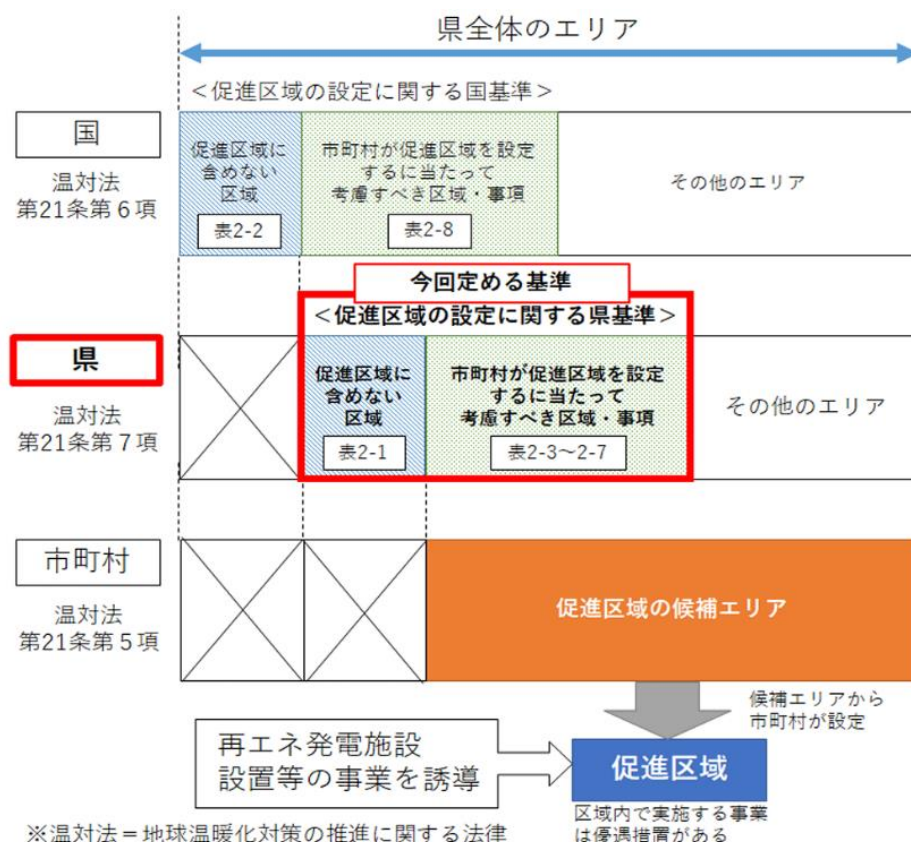


図 8-4 促進区域の設定と都道府県基準等の関係

出典：地域脱炭素化促進事業における 促進区域の設定基準（岡山県地球温暖化対策実行計画 別冊）

表 8-2 岡山県が定める、促進区域に含めることが適切でないと認められる区域
(太陽光発電)

出典：地域脱炭素化促進事業における 促進区域の設定基準（岡山県地球温暖化対策実行計画 別冊）

区分	区域	根拠法令	対象とする地域脱炭素化促進施設の種類
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項（土地の安定性への影響）	①砂防指定地	砂防法	・ 太陽光発電施設 ・ 風力発電施設 ・ バイオマス発電施設
	②地すべり防止区域	地すべり等防止法	・ 全て
	③急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法	・ 全て
	④土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	・ 太陽光発電施設
	⑤土砂災害警戒区域		・ 太陽光発電施設 （出力 50kW 以上に限る。）
	⑥保安林 （航行目標保安林を除く。）	森林法	・ 全て
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項	⑦鳥獣保護区 ¹	鳥獣保護管理法	・ 全て
	⑧県自然環境保全地域、 環境緑地保護地域、 郷土自然保護地域、 郷土記念物	岡山県自然保護条例	・ 全て
	⑨希少野生動植物生息地 等保護区	岡山県希少野生動植物保護 条例	・ 全て
人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項	⑩国立公園及び国定公園 ²	自然公園法	・ 全て
	⑪県立自然公園	岡山県立自然公園条例	・ 全て
	⑫風致地区	都市計画法	・ 全て
	⑬景観重要建造物 景観重要樹木	景観法	・ 全て
その他（環境の保全への適正な配慮が確保されるよう特に考慮が必要と判断する事項）（文化財への影響）	⑭国宝・重要文化財（建造物）	文化財保護法	・ 全て
	⑮特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物		・ 全て
	⑯重要伝統的建造物群保存地区		・ 全て
	⑰県指定重要文化財（建造物）	岡山県文化財保護条例	・ 全て
	⑱県指定史跡名勝天然記念物		・ 全て

表 8-3 本市 太陽光発電設備の設置を抑制すべきと判断した区域

出典：赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

条例第7条第1項第1号に該当する地域	自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項第1号で定める自然公園の区域内
条例第7条第1項第2号に該当する地域	1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域内、及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域内
条例第7条第1項第3号に該当する地域	埋蔵文化財包蔵地（埋蔵文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項）を包蔵する土地をいう。）
条例第7条第1項第4号に該当する地域	都市計画法（昭和43年法律第100号上の）第8条第1項に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域

8.1.1 太陽光発電及び蓄電池の導入加速化と災害時対策の強化

地域脱炭素ロードマップ（2021（令和3）年6月国・地方脱炭素実現会議決定）において、「政府及び自治体の建築物及び土地では、2030（令和12）年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040（令和22）年には100%導入されていることを目指す」とされています。

また、公共施設は災害時の避難所等として重要な拠点となっている施設も多いことから積極的に太陽光発電及び蓄電池の導入を図り、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とします。

なお、これら設備の導入を加速するにあたっては初期費用の負担が大きくなることが予想されるため、初期費用の負担ができない場合でも導入を実現する、第三者が設備を所有するモデル（PPA、屋根貸し、リース）も検討します。

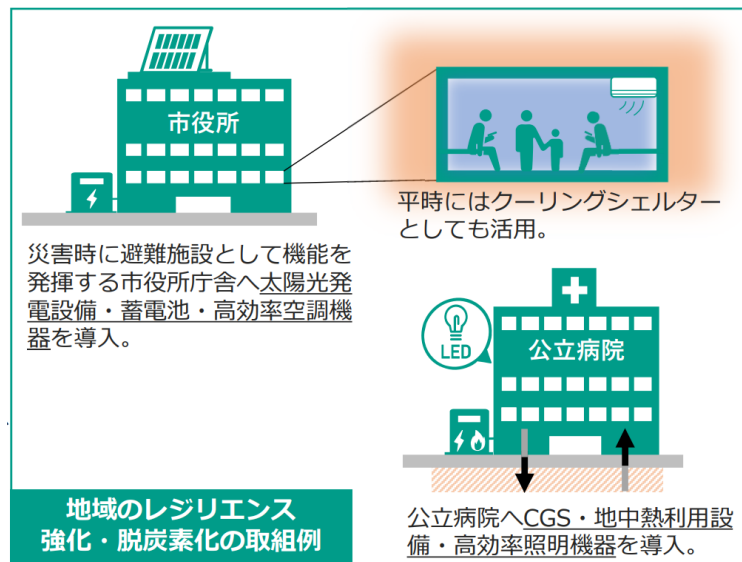


図 8-5 地域のレジリエンス強化・脱炭素化の取組例

出典：令和7年度環境省予算要求資料「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」

8.1.2 省エネの推進継続と施設新築・改修時の断熱性能向上、ZEB 化

公共施設において、LED 化、高効率空調への転換の他、新築及び改修時には、断熱性能の向上や ZEB となるような仕様とします。

8.1.3 公用車の EV への転換と充電設備整備

国では今後 2035（令和 17）年を目途にガソリン車の新車販売を終了し、EV 等の電動車利用を拡大することとしています。また、岡山県においても電動車の保有台数を 2021（令和 3）年度比 5 倍とする目標を設定しています。

現在、市では 4 台の EV を導入し活用しており、今後も公用車を順次 EV に転換し市民の利用が高い施設（スポーツ施設、集会施設等）を中心に充電設備の整備も図ります。

8.1.4 ガスヒートポンプによる災害時対応と省エネ

2.5.4 でも述べたとおり、山陽ふれあい公園総合体育館は市の福祉避難所に指定されており、避難所としての機能を強化するため、停電時においても 2 日以上、照明、空調及びコンセント利用が可能となるよう、太陽光発電、蓄電池、自立型ガスヒートポンプ（GHP）といった再エネ・蓄エネ設備を導入しました。

GHP は系統電力需要の抑制が可能で、電気需要の負担を削減するとともに、高いエネルギー効率や災害レジリエンス対応力が期待できるため、今後更なる導入につなげます。

8.1.5 エネルギー多消費施設での脱炭素

(1) 環境センターの熱利用に関する研究

本市環境センターでは、ごみ焼却による廃熱を足湯に供給し、市民の皆様の憩いの場としてご利用いただいておりますが、更なる利活用の可能性について検討します。

(2) 上下水道施設を活用した小水力発電の検討

上水道では原水取水箇所から浄水場又は、浄水場から配水場までの間で落差が得られます。通常、送水管路の末端部には水流の圧力を減圧するための減圧バルブが取り付けられており、この減圧分の圧力を有効利用することが可能です。

既設管路を活用するため河川への設置に比べ初期コストが低いことがメリットです。

本市で運営する上水道施設において特に高低差のある市北部での可能性を検討します。

(3) 公共施設での木質バイオマスボイラーの率先導入

ふれあい公園の室内プールや山陽老人福祉センター（あかいわほほえみプラザ足王乃湯）では化石燃料を多く使用しており、施設では木質チップや薪を燃料とした木質バイオマスボイラーによる燃料代替が効果的と考えられるため、これらの施設の設備更新の時期

に合わせた導入可能性を検討します。

(4) 木質燃料供給体制の整備

(3) における木質バイオマスボイラー導入にあたっては燃料の安定供給体制が重要となるため、森林整備による木材、公園剪定枝、果樹剪定枝等の利用可能量の把握及び燃料化体制の検討が必要です。

(5) 下水汚泥によるバイオガス発電及び熱利用の研究

下水処理場で発生する汚泥をメタン発酵させることにより生成されるメタンガスをガスエンジンで燃焼させて発電し、その過程で発生した熱も有効利用することで、廃棄物の有効利用にもつながるため、導入について研究します。

上水道施設での小水力発電事例

山梨県大月市にある東部地域広域水道企業団では上水を山の上までポンプで押し上げ、自然の落差を用いて一般家庭の隅々まで水を届けています。その中継地点となる送水所に、「ポンプ逆転水車方式」と呼ばれる 20kW 級のマイクロ発電施設を設置しています。

通常のポンプは電気で羽根車を回して水を押し出しますが、同じポンプを逆向きに設置すると、水流の力で羽根車を回して発電することができます。

もともと製品として存在しているポンプを利用するためコストが安く、飲料水の品質を下げないため衛生面でも優れている仕組みです。

現在は発電した電気を利用するだけですが、今後は蓄電池と組み合わせることによって平時に電気をためておき、災害時に緊急電源として活用することも可能となっています。



図 8-6 東部地域広域水道企業団施設内
(山梨県大月市)

出典：日経ビジネス 2021 年 6 月

8.2 産業拠点（工業団地等）・製造業に関する取組

CO₂排出量の多い製造業において、排出削減への取組は重要さを増しています。そこで、「知る」「測る」「減らす」の3ステップに沿って、段階的な脱炭素化を目指します。

8.2.1 省エネによる大幅なエネルギー削減

事業所における効果的な対策を促進するため、市は関連団体とも連携を図りながら、国、県及び関連団体等が提供している省エネ診断の制度や、診断に基づく対策を講じる際に利用可能な支援制度等の情報提供を事業者に対して行っています。

事業者は、それらの情報や支援制度も活用しながら、各社の事業環境やエネルギー使用状況に合った省エネ対策に努めます。

8.2.2 太陽光発電による電力利用

特に電力を多く使用する事業所や大規模な工場を持つ事業者は、初期費用の負担がかからない初期費用ゼロモデル（PPA、リース、屋根貸し）等の活用も検討する等して太陽光発電の導入推進に努めます。

8.2.3 脱炭素経営に向けた支援、脱炭素技術分野の育成連携

中小企業においては、取引先等からの脱炭素経営が求められるようになる中、脱炭素化の意義は理解されているものの、喫緊の経営課題に対応する人材が不足している等、脱炭素化にすぐに取り組めないケースも多いのが現状です。そこで、中小企業は、短期的な取組として脱炭素化のための普及啓発や教育による人材育成、日常の省エネ活動及び設備更新に伴う省エネ機器への転換に努めます。市や関連団体は連携して、事業者の脱炭素対策の強化を支援します。

また、比較的規模の大きい企業においては意欲的に脱炭素経営に取り組む姿勢であることから、企業間の横の連携や更に高みを目指すための勉強会及び脱炭素技術分野の強化による付加価値向上の取組等にその更なる推進に努めます。市や関連団体は連携して、それらの取組を支える環境づくりを図ります。

8.2.4 プロセス蒸気等への木質バイオマス活用

工場での蒸気等現時点では電力に代替しにくい燃料を使用している事業者においては、木質バイオマスの活用による脱炭素化についても検討に努めます。

8.2.5 空調への地中熱利用

工場等の空調において、地中熱を利用した効率的な冷暖房を行うことで省エネになり脱炭素に貢献することができます。

事業者は、施設の新築・改修時や設備更新時には情報収集を行い、地中熱利用が考えられる施設がある場合にはその導入可能性の検討に努めます。

地中熱利用の仕組み ～地熱と地中熱は違うの？

深さ 10m 程度の地中温度（地温）は年間を通じて一定で、夏は気温より低く、冬は気温より高いという特徴があります。例えば、洞窟の中が一定の温度に保たれていることを知っている方も多いと思います。

地中熱利用では、この特徴を利用して効率的な冷暖房を行うことが可能であり、省エネ、脱炭素に貢献します。

なお、「地中熱」と「地熱」は名前は似ていますが、その起源や用途が異なります。

「地熱」は、主に地下数キロメートル、数百℃の地球内部からの熱（温泉熱等）を用い、発電用途に利用されています。

一方、「地中熱」は主に太陽エネルギーに由来し、地下 10～数百メートル、10～20℃程度の比較的低温の熱を指し、その温度帯から発電には適さず、年間を通じて一定である特徴を活かし、主に冷暖房や冬期の融雪等に用いられています。

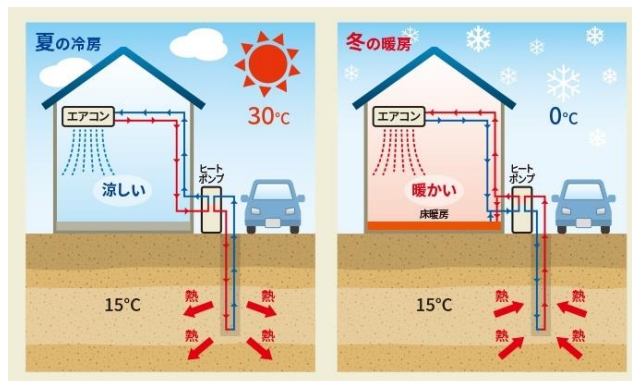


図 8-7 地中熱利用の仕組み

出典：環境省ホームページ 地中熱とは？

https://www.env.go.jp/water/jiban/post_117.html



8.3 農業に関する取組

本市は白桃発祥の地であり、果物栽培（桃、ブドウ等）が有名なほか、米等の栽培が行われており、基幹産業のひとつです。

今後の本市における農業の発展に資する再エネ導入を目指します。

8.3.1 農業への再エネ（太陽光、太陽熱、バイオマス）活用

農業分野でも、全国的にブランディングをはじめとする農作物の競争力強化が取り組まれており、農産物の生産、加工にあたって、ICT の活用やスマート農業において必要となるエネルギーを再エネで賄うケースも現れてきています。

本市においても強い農業の確立プログラムにおいて、6次産業化や次世代農業を推進しています。また、農業の担い手確保につながる新たなモデルづくりに向けて、今後更に次世代農業技術の導入を進めていくためにも、市、関連団体、農家がともに、電源確保が難しい農地における再エネの活用について研究します。

早生樹の育成と活用

早生樹とは、早く成長する樹種の総称で、ソウセイギリ、センダン・ユリノキ・チャンチンモドキ・コウオウザン等の種類があります。

スギやヒノキに比べて初期の樹高成長量や伐期までの材積成長量が大きく、10 年から 25 年位の比較的短伐期での収穫が可能のため収益性向上が期待され、燃料等への活用の可能性もあります。農業政策のもとでの検討が必要ですが、荒廃農地の解消に向けて植栽に取り組む自治体等もあります。

中でもソウセイギリ（早生桐）は、軽量さとともに高い強度や耐水性を持っているため建材としても優秀であるほか、荒廃農地に植林し、伐採後に木質バイオマスの燃料に活用することを検討する地域もあります。

<参考>

- ① 具体的な施策例 群馬県安中市

<https://www.city.annaka.lg.jp/page/1974.html>

- ② 新聞記事

<https://www.asahi.com/articles/ASQ9G74VVQ8SUHNB00C.html>



図 8-8 ソウセイギリ

出典：TBS ニュース



8.3.2 たため池への太陽光発電設置

市内には農業用のため池が約 680 カ所と多数あります。これらを所有する市やその他所有者及び運用者は連携して、この水面を利用した太陽光発電設備の導入を研究していきます。設置にあたっては、地域社会や自然環境との調和を図りながら行い、発電した電力は売電の他、ポンプによる灌漑、近隣の照明等、農業に必要な電力としての活用を検討します。

8.3.3 農業用ハウスへの木質バイオマス活用

本市の特産であるブドウは冬～春にかけて農業用ハウスで加温し栽培しているものがあります。

現在は加温に化石燃料が使われていますが、木質バイオマス（果樹剪定枝等）を燃料とする加温機に転換し、未利用の資源を活用することができることから、市、農家、関連団体等が連携してその取組について研究します。

農業用ハウスでの木質バイオマス活用事例

◆南房総市（千葉県）

化石燃料の高騰・変動の影響を緩和し、苦境にある施設園芸農家を救済するため、薪を活用した事業に取り組む。市内 25 箇所の園芸施設で農業用薪暖房機を導入（令和 4 年 1 月末時点）。1 基当たりの導入費用は 46～73 万円（税抜）。

◆株式会社那珂川バイオマス（栃木県）

木質チップを建設資材等製造業で用いる高温蒸気の熱源として活用し、その余熱を農業用ハウスに利用。マンゴーやナスを栽培。付加価値の高い農産物等を製造・販売し、地域での新たな産業創出・雇用創出を目指す。



図 8-9 ハウスでの活用例

出典：林野庁木材利用課 木質バイオマス熱利用・熱電供給事例集第 2 版

8.3.4 ソーラーシェアリング

ソーラーシェアリングとは耕作地に太陽光発電を設置し営農しながら太陽光発電による電力も得る取組です。農業以外の収入による農業経営の安定化が期待できることから、農業の担い手確保や農地の活用や農業振興の方策として考えられます。適度な日影ができることで日焼け果が減少し品質が向上する効果も期待できます。

農家や関連団体は、ソーラーシェアリングにより適切で効果的な太陽光発電の導入を図れることが見込まれる場合において、導入に向けた研究・検討を行います。また、その際には発電した電力は鳥獣被害対策設備、農業用水路管理等の電力としての活用策を検討することで農業部門での脱炭素化や地域課題解決にもつながる仕組みも検討します。

営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)ってなに?

農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組です。

作物は「光飽和点」（光合成で吸収できる光の上限）があり、それ以上の光は吸収しない、悪影響を与えることもあります。そこで、作物の特徴に応じたパネル配置をすることで、余分な光は太陽光発電に利用し、作物に適した日照量を確保する、という考え方です。

例えば、ジャガイモ、大豆、水稻、麦、果物（レモン、みかん、梨等）、野菜（キャベツ、レタス、大根、ニンジン、小松菜等）、特産品（高麗人参、茶、しょうが等）、牧草等、多岐にわたる作物で活用されています。

営農型太陽光発電を設置するには、農地法に基づく一時転用許可が必要です。許可期間は基本的には3年ですが、担い手が設備の下で農業を行う場合や荒廃農地・第2種農地等を活用する場合には10年以内に延長されます。適切に営農されていて、大きな問題につながっていなければ一時転用許可の再許可も可能です。



図 8-10 ソーラーシェアリングの例

Case.01 トマト栽培施設への電力供給（宮城県：株式会社サンフレッシュ小泉農園）

トマトの施設栽培で使用していた重油や電気代の圧縮を目指し、未利用農地での営農型太陽光発電を実施。600万円/年の電気代削減のほか、作業車の充電、出荷棟の空調にも利用して従業員の健康維持にも寄与。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html>



Case.02 株式会社ソーラーシェアリング総合研究所

果樹栽培が盛んな山梨県において、「シャインマスカットは太陽光を浴びすぎても良くない」と、2014年から果樹型ソーラーシェアリングとしてシャインマスカット栽培を開始した農家があります

適正な設計、管理をすれば営農、発電のいずれにも悪影響はなく、施工技術が進歩したため、果樹が植えられた状態でもソーラーを施工することが可能。

<https://solar-sharing.farm/report/coverage/1029/>



8.4 家庭・住宅に関する取組

岡山市のベッドタウンでもある本市は、良好な住環境の維持・創出と脱炭素化の同時実現によって、市の総合計画にある重点戦略「安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創る」を目指します。

市民が取り組める地球温暖化対策としては、ごみの減量や資源循環への貢献、人と環境にやさしい移動手段の選択、太陽光等の再エネの利用、家庭での省エネ活動、環境に配慮した様々な活動への参加等があります。また、環境省や消費者庁が提唱する「デコ活」や「mottECO」「エシカル消費」等を実践して、市民による積極的な取組の輪を広げていきましょう。

8.4.1 ごみの削減による環境負荷の低減と地産地消の促進

食品ロスの削減や生ごみの減量等、ごみの発生抑制に努め、自然素材や再資源化された素材を使った商品やリユース商品等を選ぶことで、ごみや環境負荷の低減、地産地消を通じた地域経済の循環を実現しましょう。

- 本市では、令和 7 年 4 月から「プラスチック製容器包装」に加えて「製品プラスチック」も一緒に「プラスチック資源」として回収します。ごみの分別を徹底し、ごみの減量やリサイクル、リユース商品やアップサイクル商品の選択に努めましょう。
- ごみの運搬や焼却に要するエネルギーを削減するためには、食品ロスの削減や生ごみの減量等、ごみの発生を抑制することが重要です。また、生ごみを出す際に水切りを行うことも有効です。
- マイバッグやマイボトルの利用や過剰包装を断る等、ごみの低減に努めましょう。
- 地産地消の食材や環境にやさしい商品の選択、紙等の自然素材、バイオプラスチック等の生物由来の素材、再生プラスチック等の再資源化された素材を使った商品を選択しましょう。
- 輸送による CO2 低減のため、近隣で採れた農産物、旬の食材を購入しましょう。

エシカル消費ってなに？

「エシカル消費」とは、より良い社会に向け、人や社会、環境に配慮した倫理的な消費行動のことです。私たちが消費している物やサービスの生産背景を知り、児童労働等がなく、公正な取引が行われている物や、環境負荷の低い物を買うという行動を取ることは、それ自体が社会問題の解決への貢献となります。

具体的には、フェアトレード※認証商品や障がい者支援につながる商品の選択、地産地消や被災地で作られたもの・伝統工芸品の購入、エコ商品や省エネ商品（LED 等）の選択やマイバッグ・マイボトルの利用、食品ロスを減らしたりゴミの分別を徹底する等がエシカル消費にあたります。

<https://www.ethical.caa.go.jp/ethical-consumption.html>

※フェアトレード：発展途上国と先進国が対等な立場で行う貿易システムやパートナーシップで、直訳すると「公正な貿易」を意味します



8.4.2 省エネ活動

省エネ行動の実践や住宅の省エネ化に積極的に取り組み、ご家庭の CO2 削減を進めるとともに、快適な住まいづくりを実践しましょう。

- 省エネに関するリーフレット等を参考にして、無駄なエネルギーを使わないようにしましょう。
- クールビズ、ウォームビズを実践しましょう。
- 日時指定や置き配、宅配ボックスの利用等で、できるだけ 1 回で荷物を受け取りましょう。
- 雨水貯留施設・雨水タンクを利用した打ち水・散水を実施しましょう。
- スマートメーター等の設置によるエネルギーの「見える化」に努め、うちエコ診断（環境省提供）を受診し、気候やライフスタイルに合わせた省エネ行動に取り組みましょう。
- 省エネ型の照明や家電、高効率給湯器への交換等、環境性能の高い機器等を導入しましょう。

8.4.3 既存住宅の断熱改修、新築時の ZEH 化

良好な住環境の維持・創出につながる脱炭素の取組により、市の総合計画の重点戦略「安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創る」につながることを目指していきます。

本市では、既存住宅でも取り組みやすい断熱改修や、桜が丘団地等において若い世代による新築住宅の建設も続いているため ZEH の促進を図るための普及啓発や支援策に係る情報発信を関連事業者との連携も行いながら進めます。

また、市の空き家対策の取組に関連付けた断熱改修や再エネ導入も促進策を検討します。

主要住宅メーカーでは ZEH の普及が量、品質ともに年々向上しています。地域の工務店や建設会社もこの動きに前向きに取り組むことに努めます。これにより取引先や顧客からの要請に応えられる技術や体制が強化され、産業の発展も目指します。

- 新築時・改築時には、省エネルギー住宅、環境配慮型住宅、ZEH（net Zero Energy House）等、省エネルギー性能の高い住宅になるように努めましょう。
- 窓の改修・遮熱化、壁面の断熱化、自然の風や光を活かした通風・採光の確保等により、住宅・建物の断熱化や省エネルギー性能の向上に取り組みましょう。
- 賃貸住宅を選ぶ際は、複層ガラス窓等断熱性に優れた住宅を選択しましょう。

8.4.4 太陽光発電、蓄電池、EV、V2H 導入促進と災害時在宅避難の

ための電力確保

市民及び集合住宅を建築・管理する事業者は、災害等非常時にも電力を確保できるような住宅への太陽光発電、太陽熱利用設備、蓄電池、EV 及び V2H の導入に努めます。これにより在宅避難も可能な世帯を拡大することで、市全体としての災害時のレジリエンス向上を目指します。

- 太陽光発電や蓄電池、V2H システム（充放電設備）、太陽熱利用設備等（太陽熱温水器等）を自宅に設置する等、再エネを生活に取り入れ、災害にも備えましょう。
- 地域の再エネを利活用している小売電気事業者からの電力購入に努めましょう。

8.4.5 緑のカーテン等による節電対策

花と緑があふれるまちと住まいづくりを実践して、豊かな自然とCO₂吸収源を保全しましょう。

- 夏の省エネに効果があるアサガオ、ヘチマ、ゴーヤ等による緑のカーテンを実践しましょう。
- まちの緑の保全・創出をしましょう。

8.4.6 環境教育・啓発への参加

個人で、ご家族で、あるいは地域の仲間と環境に配慮した様々な活動に参加して、地域全体の脱炭素の機運を高めましょう。

- 環境問題に関心を持ち、環境学習（大人向けの社会科見学等）や環境に関わる地域活動（美化・緑化・リサイクル活動等）の情報を収集し、参加しましょう。
- 本市でも活動するスポーツチーム等とタイアップした環境イベントに参加しましょう（選手と一緒に地域のごみ拾い等）。
- 脱炭素に向けたライフスタイルへの転換を目指して、デコ活（脱炭素に繋がる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の実践に努めましょう。
- 環境ラベルがついている等環境にやさしい製品を購入するグリーン購入や飲食店での食品ロス削減を推進するため、食べ残しを持ち帰る活動「mottECO（モtteコ）」の実践に努めましょう。
- 人や社会、地球環境、地域に配慮した物やサービスを購入し使用する「エシカル」消費に努めましょう。
- 学んだことや実践したことを地域コミュニティの中で共有し、活動の輪を広げましょう。

mottECOって何すること？

「mottECO」は、「もっとエコ」「持って帰ろう」という意味が込められた言葉で、外食時に食べ残しを持ち帰り、食品ロスを減らす活動を促す取り組みです。

「ドギーバッグ」という言葉を聞いたことがありますか？「ドギーバッグ」は、食べ残しを持ち帰るための容器で、海外ではよく使われています。

食事の残りを持ち帰ることで、家で再利用する等して無駄なく食品を活用し、環境にやさしい生活を目指すことを意味します。日本では食中毒を心配してあまり普及していませんが、環境省や消費者庁、農林水産省等が協力して「mottECO」を推奨しています。

https://www.env.go.jp/recycle/food/motteco_activity.html



図 8-11 mottECO ロゴ

出典：環境省ホームページ



8.4.7 住宅団地のリノベーション、モデルタウン化

都市と農村が共存する本市において、山陽団地においては、立地の優位性と移住定住の受け皿としてのキャパシティを活かし、良好な住環境の形成とまちの賑わい創出を図るため「赤磐市山陽団地等活性化対策基本構想」（平成 30 年 6 月）を策定し、様々な取組を進めています。

また、桜が丘団地では若い世代の流入が現状でも進んでいますが、将来的に山陽団地と同様の状態になる可能性も示唆されています。

そこで、市は山陽団地や桜が丘団地等本市における今後のまちづくりにおいて、断熱改修、ZEB/ZEH や太陽光発電の導入、次世代モビリティの活用等の住環境としての魅力と利便性の向上につながる取組を加えたリノベーションや定住モデルタウン化によって、新しいライフスタイルを見たり、体感できる場とすることを検討します。

「デコ活」 ～くらしの中のエコろがけ～ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

脱炭素社会の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動のことで、CO₂を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。



図 8-12 デコ活ロゴ

次のようなものが、デコ活アクションの例です。

- デ：電気も省エネ 断熱住宅
- コ：こだわる楽しさ エコグッズ
- カ：感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ：つながるオフィス テレワーク



出典：環境省ホームページ

<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

8.5 商業施設・業務施設に関する取組

市民からは、生活利便性の向上に資する商業施設の充実が期待されています。

今後、市内への店舗の新規出店や改修等が計画される際には再エネ導入拡大の機会としてとらえ、平常時と非常時いずれにおいても役割・機能が発揮できる商業施設や業務施設の構築ができるよう連携の強化を目指します。

8.5.1 太陽光発電の導入拡大と災害時の連携体制

事業者により、広い敷地や建物及び駐車場（ソーラーカーポート）も活かした太陽光発電の導入を推進します。

また、災害時には市民への電力供給に協力する等、市と事業者は協定の締結等レジリエンス向上にむけて連携体制を強化します。

8.5.2 EV 充電拠点化

市民アンケートからは、EV の導入にあたっては航続距離や充電場所に不安を感じる声が多く寄せられたことから、EV の普及に向けたインフラの強化が必要です。

商業施設は市民が日常で利用する身近な施設であることから、市は、国等の支援制度に係る情報提供や、新たな商業施設等の建築が計画されている際には同時に EV 充電設備を整備することを事業者にも促す等して、普及拡大を促進します。また、事業者は、商業施設での EV 充電設備設置に努めます。

8.5.3 ZEB 化

カーボンニュートラルを実現する為には、業務その他部門（事務所ビル、商業施設等）の CO₂削減が重要とされており、国は 2030（令和 12）年度において 2013（平成 25）年度比 51%削減と他部門に比較して厳しい目標を設定しています。

また、建築物については「2050 年のカーボンニュートラル実現の姿を見据えつつ、2030 年に目指すべき建築物の姿としては、現在、技術的かつ経済的に利用可能な技術を最大限活用し、新築される建築物については ZEB 基準の水準の省エネ性能が確保されていることを目指す」ことが掲げられています。

※「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」国交省・経産省・環境省による

これらの情勢を踏まえ、市は、ZEB の普及促進に向けて、事業者が新たに施設の建設及び改修する際に検討を促す等して普及啓発を行います。事業者は、店舗や事務所ビル等の新築時及び改修時には ZEB の水準となるように努めます。

8.5.4 空調への地中熱利用

業務施設（事務所ビル、商業施設等）では空調に使用しているエネルギーの比率が比較的多いため、地中熱を利用した効率的な冷暖房を行うことで省エネ、脱炭素に貢献することができます。

市は、地中熱利用についての普及啓発として、8.5.3 と同様に新たな施設建設時等での情報提供を行っていきます。

8.6 森林に関する取組

「赤磐市都市計画マスタープラン（2019（令和元）年 6 月）」では、低地部を囲む丘陵地・山地部は、自然環境保全ゾーンと位置づけ、自然環境の保全に努めるとともに、レクリエーション拠点を中心に、森林の多面的機能を有効に活用することを示しています。

また、吉井地域に広がる山地や高原では、林業施策の推進により、山林の保全とその活用に努める必要があります。

適正な森林管理を行うことは、CO₂の吸収機能を維持し脱炭素の目標実現に寄与するとともに、土砂流出等の防災機能の発揮にも役立ち、これらの課題の同時解決につながります。

8.6.1 適切な森林環境整備による森林吸収機能の維持とクレジット化

市内には豊かな森林がありますが、現状は間伐などの手入れが充分ではなく、荒廃が進んでいます。

市内の森林の持つ森林吸収機能を維持し、山林災害を未然に防ぐには、適正な管理が必要なため、市は森林・林業関連政策のもと、関連団体と連携して森林所有者の森林整備への関心や意欲を向上する取組等を行い、市・関連団体・森林所有者がともに森林整備の推進を図っていきます。

森林吸収とクレジット

現在、CO₂の削減活動やCO₂吸収源対策を実施した森林について、そのCO₂削減量や吸収量をクレジットとして国が認証するJ-クレジット制度が存在します。

認証されたクレジットは売買でき、クレジット需要者へ売却することで、森林所有者へ循環させることができます。

また、森林のCO₂吸収量をクレジット化して見える化することで市民、事業者へより森林やその機能を身近なものとして感じられることとなります。

岡山県内においては、おかやまの森整備公社や西粟倉村、津山市が森林吸収プロジェクトを実施し、森林クレジットを創出しています。

J-クレジット制度へ参加するためには、制度の規程（方法論）に従って実施する必要があります。

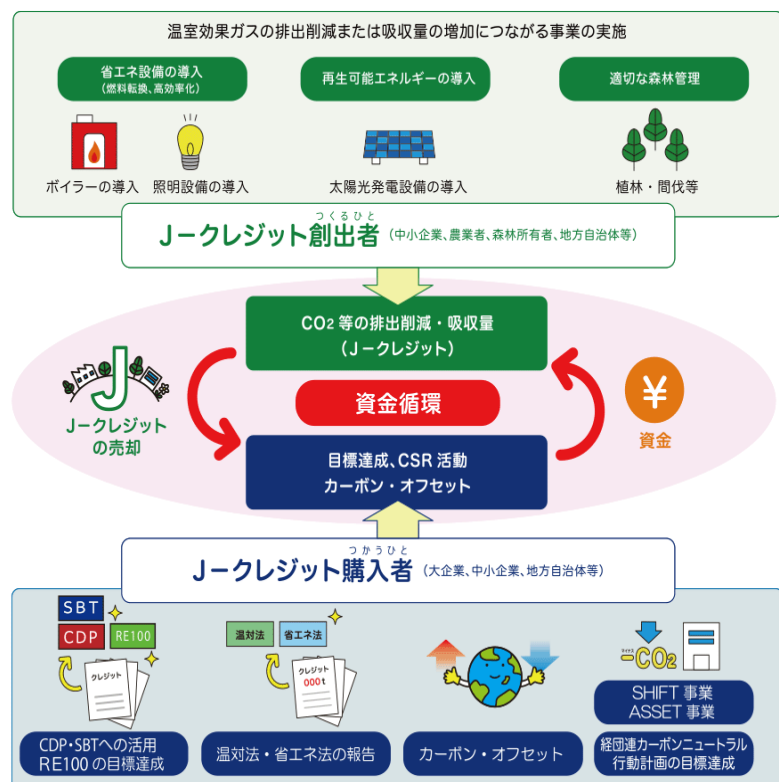


図 8-13 J-クレジットの仕組み

出典：J-クレジット制度 <https://japancredit.go.jp/>



表 8-4 J-クレジットの適用条件

方法論	適用条件（全て満たすことが必要）
森林経営活動（FO-001）	・森林経営計画が樹立されている森林であること。 ・経営計画に基づき間伐を1箇所以上実施すること（対象地がない場合は計画に基づく造林又は保育を実施）。 ・主伐の計画がある場合、排出量＜吸収量であること。 ・吸収量算定地に土地転用が計画されていないこと。 ・J-クレジット制度参加期間及び期間終了後10年間森林経営計画を継続して作成すること（継続できない場合は補填義務を追う）。
植林活動（FO-002）	・現在森林でない土地に、森林整備計画等で定められている樹種の植林を行う。 ・植林後、成林に必要な保育施業を行い、クレジット化するまでに森林経営計画地として含まれること。
再造林活動（FO-003）	・森林の土地の所有者以外の者又は再造林を目的として無立木地の土地を新たに取得した者が実施すること。 ・市町村森林整備計画に含まれる樹種の再造林活動であること。

8.6.2 広葉樹も含めた森林資源活用と木質バイオマスのエネルギー利用

市内には多くの広葉樹林がありますが、かつて薪炭等に使われていた広葉樹が使われなくなり、里山林の高林齢化が進んで幹の直径が太く樹高も高くなりナラ枯れ被害の拡大も増長しており、適切な利用を行いながら更新をしていく必要があります。この際に発生する木材は薪やチップ等にして燃料に利用できるほか、製材してマテリアルとしての利用の可能性もあります。

これらの広葉樹の活用について、市・関連団体・森林所有者が連携とともに継続的な需要のあるエネルギー用途として整備と利用を進めながら、地域内での特徴や付加価値のある木材の利用について研究をしていきます。

木材ってすごい！！「炭素の缶詰」「バイオマスエネルギー」

森林の木々は光合成により大気中のCO₂を吸収し、炭素として貯蔵します。木が伐採されて、家具や住宅等の木材として使用されている間も炭素は固定（貯蔵）されたままです。

このため、木材は「炭素の缶詰」「炭素の貯蔵庫」等と呼ばれています。

木造住宅等を解体し、木材を燃やしたときにCO₂を放出しますが、このCO₂は、もともと木々が大気中に存在していたCO₂を吸収したもので、大気中のCO₂の増減はありません。この考え方は「カーボンニュートラル」といわれています。

また、木材は薪やペレットにすれば、化石燃料の代わりになります。いわゆる「バイオマスエネルギー」です。

木材の活用によって、化石燃料の消費量を減らすことができ、「カーボンニュートラル」の考えから燃やしても大気中のCO₂を増やすことはありません。

参考：森林・林業学習館

https://www.shinrin-ringyou.com/mokuzai/carbon_storage.php#sec05



8.7 交通分野に関する取組

本市は都市部と中山間地で、交通にまつわるニーズが異なるため、脱炭素につながる車両や新型輸送サービス等の新たな技術や仕組みを取り入れながらエリア毎の課題解決にもつなげていくことを目指します。

8.7.1 EV への転換と EV 充電設備の整備

本市では、市民の通勤・通学時における交通手段は自家用車が約 8 割と多くを占めていることが特徴的です。また、現況年度における市の CO₂ 排出量のうち 25.7%が自動車（貨物・旅客）によるものでありながら、基準年度からの削減率は他部門より低い状況となっています。

これらの状況を踏まえ、市全体として運輸部門における削減に取り組む必要があることから、市民及び事業者においても、EV の導入とともにその電源を太陽光発電等の再エネ由来に転換することに努めます。

また、市は、市民が日常で利用しやすい公共施設及び商業施設、並びに観光ルート上の観光施設への充電設備の整備を促進します。

8.7.2 健やかな暮らし方や新しい働き方の実践

まちを楽しく散策したり、歩いて買い物に出かける等、健やかな暮らしとにぎわいのあるまちづくりに取り組みましょう。

- 健康アプリの活用やウォーキング教室等に参加して、楽しいウォーキングを実践しましょう。
- 交通渋滞による CO₂ を低減するため、パーク&バスライドを活用して、身体にも地球にも優しい通勤、外出をしましょう。また、事業者は時差出勤やテレワークの推進に努めましょう。

8.7.3 中山間エリアでのデマンド交通の利用

「デマンド交通」とは、利用者のニーズに合わせて柔軟に運行する交通システムのことです。市は市民バス路線のうち赤坂地域及び吉井地域においてデマンド（予約乗合型）バスを導入しており、新たに令和 6 年 12 月には熊山地域の一部で運行を開始したところです。中山間エリアにおいて安心して子育てができ、高齢者が住み続けられる公共交通の維持及び利便性の確保に寄与するとともに、乗合い交通の利用を促し脱炭素にもつなげる方策として、市は引き続き事業者と連携して公共交通の利便性向上やデマンド交通の運行拡充等利用促進のための取組を推進します。

- 自家用車に比べ公共交通の利用は脱炭素に寄与することになるため、デマンドバスの利用促進を図ります。
- 将来的にデマンドバス等公共交通の EV、自動運転が実用化されることについて、世の中の動向を注視する等の研究を継続します。

8.7.4 EV の災害時活用体制の整備

乗用車やバスを EV に転換することによって、そのバッテリーを非常電源として外部に供給することも可能となっており、全国的には地域のバス会社との協定締結等による災害時の人員輸送や電力供給体制構築に取り組む事例も増えています。

太陽光発電のポテンシャルが高い本市の強みを活かしたレジリエンス向上の取組として、市では、公用車、各家庭や事業者の保有自動車の他、バス等の公共交通を担う事業者とも協力・連携し、EV による災害時電力供給体制を検討します。

8.7.5 利便性の高い公共交通システム

市は関連事業者と連携して、市街地において、渋滞緩和につなげるための公共交通利用や小型車両への乗り換え、シェアリングの促進策に取り組めます。現在、本市では市内 2 カ所の拠点でパーク&バスライドを実施しており、この活用を推進します。また、今後、市内に交通ターミナル（交通結節点）が整備される予定となっており、これらの取組と連携しながら、EV バスへの転換等公共交通の脱炭素化に取り組めます。

さらに、市街地でのニーズに応じたオンデマンド交通（時刻表が無く利用者が必要な時間に利用可能）、グリーンスローモビリティ、超小型モビリティ、電気自動車（EV）等の新たな移動手段の導入や、平日日中は公用車利用枠として確保し夜間・休日は一般開放するシェア EV 等、市民が EV を体験しながら EV の普及にもつながる仕組みについて研究していきます。

オンデマンド交通

- 都市部の交通空白地域や、多様で不確実な移動ニーズがある観光地での活用が期待



提供：NTTドコモ

グリーンスローモビリティ

- 高齢化が進む地方部や観光地での活用が期待



超小型モビリティ

- 狭い路地の多い大都市の密集地域や観光地の移動に適合



図 8-14 新型輸送サービスの例

出典：国土交通省 都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会中間とりまとめ（概要）（平成 31 年 3 月 14 日公表）

8.8 全般

目標の達成に向けて、市、市民及び事業者それぞれが主体的に取組を推進し、それらが効果的に成果につながっていく姿を目指して、脱炭素化対策の全般を支える基盤づくりを進めていきます。

8.8.1 学びの機会の提供や次世代の育成

脱炭素の取組を市全体として活性化していくために、市は教育委員会や関連団体と連携し、市民や将来世代を担う児童・生徒に対して、現状の取組や市内の先進事例等を活用した校外学習等学びにつながる機会を提供します。

現在、環境センターでの小学 4 年生向け社会科見学及び年 1 回の親子見学会、事業者と連携した太陽光発電を学ぶイベント等を実施しており、これらの周知及び参加者の拡大並びに内容の充実を図ります。

なお、市民アンケートにおいて、若い世代ではインターネットでの情報提供が望まれていたことから、市のホームページや SNS 等を活用した積極的な発信にも努めていきます。

また、事業者に対しての働きかけも重要なことから、市は関連団体と連携しながら普及啓発や支援の機会を創出します。

8.8.2 再生エネの地産地消の仕組づくり

現在市内に設置されている太陽光発電設備による電力供給量は区域の消費電力の 42.5%（2021（令和 3）年現在）にまで達していますが、これらは再生エネの固定価格買取制度（FIT 制度）により売電され、必ずしも本市の脱炭素にはつながっていないため、市の CO₂排出削減につながる仕組を検討します。

- 市内でつくられた再生エネ由来電気について市の CO₂排出削減につなげるためには、その電気を市内で利用したことがわかる仕組の構築が必要となるため、市は関連団体等との連携や協力により、その方法や体制のあり方等について研究をしていきます。
- 地域内で発電され FIT 制度により買取が行われている電力については、電源（FIT 発電事業者）と地域内で電力の小売を行う事業者（地域新電力等）の間で個別の再生エネ特定卸供給契約が締結されていることにより地産地消を謳うことができます。
- そのため、自治体が出資等により関与する自治体新電力を立ち上げて地域内の電力を取り扱うか、又はそのような契約のもと地域の電力を取り扱う小売電気事業者から電力を購入する方法が考えられます。

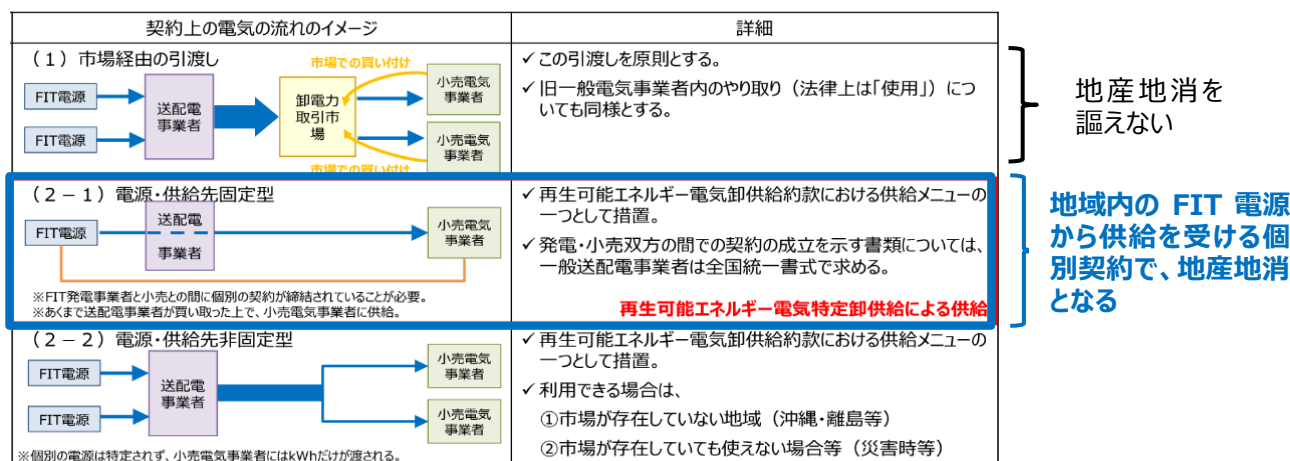
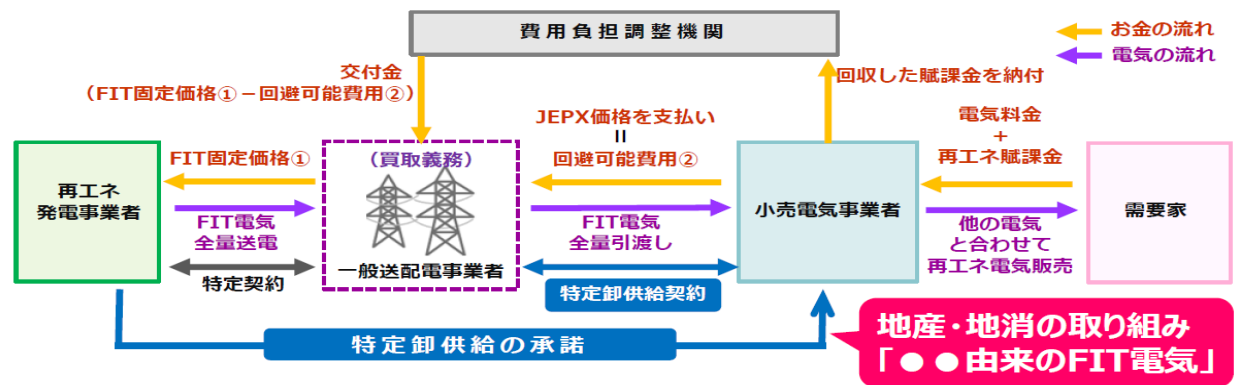


図 8-15 地産地消となる FIT 電力の契約

出典：資源エネルギー庁「FIT 制度における地域活用要件について」に追記



Point 1

地産地消「●●産FIT電気」として販売するには、**再生エネルギー特定卸供給が必要**

Point 2

FIT電気の環境価値を訴求するには、**非化石証書等の環境価値が必要**

Point 3

FIT電気の調達価格 = 卸電力市場JEPXのエリアのスポット価格 + 消費税
(※30分毎に単価が変動)

図 8-16 FIT 電源を地域で活用するための流れ

出典：公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター 創エネ支援チーム
自治体新電力について

8.9 目標達成に向けたロードマップ

これまでに挙げた施策について、技術の熟度や社会的な背景を踏まえ、実施時期等を考慮して短期（～2030（令和 12）年度まで）、中期（～2040（令和 22）年度まで）、長期（～2050（令和 32）年度まで）に分けたロードマップに整理しました。

〈凡例〉

市の取組み

県の目指す状態・取組みの方向性

国の取組みの方向性（動向）

表 8-5 目標達成に向けたロードマップ

	短期（～2030年度）	中期（～2040年度）	長期（～2050年度）
目標設定	2013年度比61%削減 2013年度比39.3%削減 産業▲32.4% 家庭▲66.3% 業務▲51.3% 運輸▲34.8% 2013年度比46%削減（さらに、50%の高みに向けて挑戦）	2013年度比87%削減 カーボンニュートラル カーボンニュートラル カーボンニュートラル	カーボンニュートラル カーボンニュートラル
太陽光発電	設置可能な公共施設の50%へ導入（災害対応考慮：避難施設への蓄電池併設） 産業・業務その他部門での導入拡大 家庭部門での蓄電池とあわせた導入促進と災害時電源確保 農業への再エネ活用（ICT・スマート農業への活用） 普及拡大（共同購入、PPA、リース） ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電） 公共施設：設置可能な施設の50%に導入	設置可能な公共施設の100%へ導入 事業所（建築物）への導入を概ね達成 農業部門への取組拡大（ため池の活用） 様々な場所への地域に根差した再エネ施設の導入拡大 公共施設：設置可能な施設の100%に導入	設置が難しかった場所にも技術革新に合わせて導入促進、発電量の拡大
木質バイオマス	公共施設への導入検討 産業部門における活用の検討 木質燃料供給体制の整備検討 先進事例の波及、熱エネルギーの脱炭素化	熱利用の多い産業での導入（ボイラー、CHP（熱電併給設備）） 森林林業施策との連携による適切な資源管理・森林資源活用の拡大	民間事業所への普及
小水力	上下水道施設、その他の導入検討	既存水路（農業用水等）の活用	
太陽熱	再エネ熱・未利用熱の有効性周知・取組支援、熱エネルギーの脱炭素化		
地中熱	導入事例等の情報発信	産業・商業施設等での空調へ活用	導入可能性のある施設へ拡大
その他再エネ全般	事務事業における調達電力の60%以上を再エネ電力に 下水汚泥利用検討 再エネ導入率27.9% 脱炭素関連企業の立地件数累計 60件（2021年度比3.5倍） 研究開発等への支援件数累計 162件（2021年度比1.8倍） Jクレジット制度の推進	再エネ電力地産地消の推進 再エネの地域内融通 水素利活用の拡大	
資源循環	ゴミの削減や「プラスチック資源」の回収促進 市全体での地産地消の推進		
省エネ	公共施設での省エネ推進継続と断熱性能向上、ZEB化（新築・改修時） 民生部門での新築時ZEH/ZEB化促進、省エネ改修（断熱・窓等）促進 民間事業者での省エネ診断促進 家庭部門における省エネ活動と省エネ家電購入 建築物の省エネ化促進（FEMS,BEMS,ZEB） 省エネ設備・機器の導入促進 新築住宅の省エネ基準適合義務、販売・賃貸時の省エネ性能表示努力義務 ※2030年までに適合義務基準強化	全公共施設でZEB化 家庭・事業者でのZEH・ZEB化促進 省エネ設備の導入拡大 ZEB・ZEHの導入拡大	すべての新築建築物でZEB/ZEH化
電動車	公用車の電動車（EV等）への転換・充電器整備促進・災害時活用 公共交通へのEV導入検討・災害時活用体制の整備 家庭部門での導入促進と災害時電力確保 EVシフトの推進、運輸事業者等の脱炭素化促進 EV,PHEV,FCVの保有台数 36,000台（2021年度比5倍） 新車販売で電動車等 100 %【乗用車2035 年まで】【小型商用車 2040 年まで】 電動車の普及目標設定【大型商用車2040年まで】	すべての公用車を電動車（EV等）に移行 EVカーシェア等の検討 EV、FCV等の普及拡大、蓄電池としての活用拡大 EV充電設備、水素ステーションの普及	ゼロカーボン・ドライブへの移行
森林吸収	森林整備促進・再造林の促進 健全な森林の整備、効率的・安定的な林業経営の育成 等 県産材生産量 580千m3（2029年度：2020年度比1.1倍） 再造林面積200ha（2021年度比2.6倍） 森林・林業基本計画に基づく森林資源の適正な管理・利用	森林整備、（有機農業推進） 県内産木材の普及	
まちづくり人材づくり	環境教育や脱炭素の普及啓発 緑のカーテン等による節電対策 産業育成、企業誘致、脱炭素経営に向けた支援 エコアクション21認証事業者数150件（2021年度比1.4倍） 環境学習の機会提供と指導者の育成、エネルギー教育推進	地域を担う人材の育成へ エネルギービジネスの創出・人材育成 住宅団地のリノベーション、モデルタウン化	